

介護サービスを利用するには

申請からサービス利用までの流れ

1 申請



介護保険のサービスを利用できる方

- 日常生活を送るために介護や支援が必要な65歳以上の方
- 特定の病気がもとで日常生活を送るために介護や支援が必要な40歳以上65歳未満の方

認定を受けるためには市区町村への申請が必要です。(介護保険被保険者証の提出)

手続はご家族や介護支援専門員(ケアマネジャー)などが代行することができます。

※「介護予防・生活支援サービス」だけを利用したい方もご相談ください。

2 要介護認定

認定調査

認定調査員が、心身の状態を聞き取り調査します。



主治医意見書

かかりつけの医師に病気や心身の状態に関する書類を作成してもらいます。

※「介護予防・生活支援サービス」だけを利用する場合は、要介護認定等を行わずに「基本チェックリスト」で判断します。

認定審査会

認定調査結果や主治医意見書をもとに保健・医療・福祉の専門家が、どれくらい介護が必要か審査します。



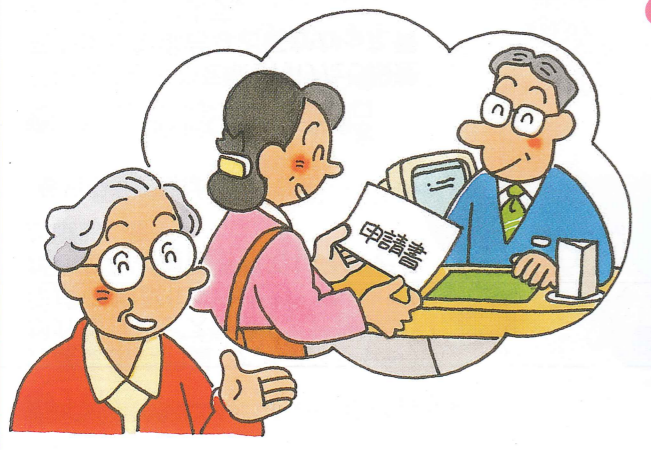
3 認定結果の通知

原則として30日以内に通知されます。次の8通りの結果があります。

非該当(自立)	介護保険によるサービスは利用できませんが、地域によっては保健・福祉事業や健康づくり事業などのサービスを利用できる場合があります。お住まいの市区町村が「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施している場合は、「基本チェックリスト」による判断で訪問型サービスや通所型サービス等が受けられます。
要支援1	食事や排せつはほとんど自分ひとりで行えるが、身の回りのことの一部に何らかの介助が必要。身体的な衰えは軽度で改善が期待できる。「介護予防・生活支援サービス」も受けられます。
要支援2	食事や排せつはほとんど自分ひとりで行えるが、身の回りのことの一部に何らかの介助が必要。身体的な衰えは比較的軽度で改善が期待できる。「介護予防・生活支援サービス」も受けられます。
要介護1	食事や排せつはほとんど自分ひとりで行えるが、みだしなみや居室の掃除など身の回りのことに何らかの介助が必要。
要介護2	食事や排せつに何らかの介助を必要とすることがあり、みだしなみや居室の掃除など身の回りのことの全般に何らかの介助が必要。
要介護3	排せつなどが自分ひとりで行えず、みだしなみや居室の掃除など身の回りのことが自分ひとりで行えない。立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が自分ひとりで行えない。
要介護4	みだしなみや居室の掃除など身の回りのことがほとんどできず、日常生活に全面的介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作がほとんどできない。
要介護5	生活全般に全面的介助が必要。歩行などの移動の動作がほとんどできない。

6 再認定

認定には有効期間がありますが、期間内に認定区分の変更申請をすることができます。また、有効期間満了日の60日前からは、更新申請をすることができます。



5 介護サービスの利用

介護サービス計画に沿ってサービスを利用します。利用者は費用の1割*を負担します。利用料が高額になったときには払い戻される場合もあります(高額介護サービス費の適用)。また、同じ世帯で国民健康保険や健康保険等との年間合計額(高額療養費、高額介護サービス費を除く)が一定額を超えた場合は、超過分の払い戻しがあります(高額医療・高額介護合算制度)。

週間サービス計画表

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護
午後				訪問介護			

*一定以上の所得がある第1号被保険者は2割または3割。

4 介護サービス計画(ケアプラン)の作成

- (1)非該当の認定を受けた方**
すべての高齢者の方を対象に介護予防に関するパンフレットや、講演会等がありますので、積極的に利用しましょう。また、要支援・要介護になる恐れのある方は、市区町村で実施している地域支援事業の介護予防事業(筋力向上・栄養改善・口腔機能の向上、閉じこもり予防、認知症予防等の介護予防教室や訪問指導等)を受けて、要支援や要介護になることを予防します。保健師が簡単なケアプランを作成します。「介護予防・生活支援サービス」を利用するときも、状況に応じて地域包括支援センターがケアプランを作成します。
- (2)要支援1・要支援2の認定を受けた方**
地域包括支援センターにケアプラン作成を依頼します。心身の状態や生活の状況等を調査し、地域包括支援センターの担当者がケアプランを作成します。
- (3)要介護1～5の認定を受けた方**
在宅でサービスを受ける場合は居宅介護支援事業者に、施設サービスを受ける場合は施設にケアプラン作成を依頼します。心身の状態等を調査し、ケアマネジャーがケアプランを作成します。

●サービスを利用できる額に上限があります(令和3年度)。

要介護状態区分	居宅サービスの費用の合計(1カ月)	要介護状態区分	居宅サービスの費用の合計(1カ月)
要支援1	50,320円	要介護3	270,480円
要支援2	105,310円	要介護4	309,380円
要介護1	167,650円	要介護5	362,170円
要介護2	197,050円		

この費用の1割が利用者負担となります。(一定以上の所得がある第1号被保険者は2割または3割負担となります)